~共同実施を活用することにより、学校の事務業務を拡充する~

事務センターだより

NO. 135

October 2015 毎月15日発行 亀山市学校事務センタ-

マ イ ナ ン バ ー 【社会保障·税番号制度】 が 届 い た ら!

マイナンバーとは?

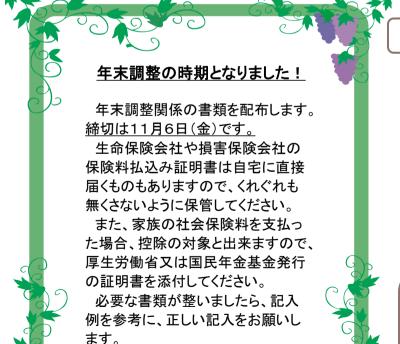
平成27年10月から、日本国内の全住民に通知される、一人ひとり異なる12桁の番号をマイナンバーといいます。個人が特定されないように、住所地や生年月日などと関係のない番号が割り当てられています。

マイナンバーが必要な場面とは?

- 社会保障関係の手続き(年金、医療、介護、児童手当など)
- ○税務関係の手続き(確定申告書、年末調整における各申告書、給与支払報告書など)
- ○災害対策に関する手続き(被災者生活再建支援金の支給など)

□■□お願い□■□

マイナンバーが記載された「通知カード」が届いたら、紛失しないように家族分を含め大切に保管してください。皆さんのマイナンバーは今後、給与や税金に関わる事務において必要となります。通知カードなどを提示していただくことになりますので、ご協力をお願いします。通知カードの提示については、後日あらためて連絡します。



特殊勤務実績簿について

<u>10月分</u> 10月26日(月)締切

給与システムの停止日や祝日の関係でいつもより早くなっています。月末までの分を見込んで作成してください。提出後に年休等で変更があった場合は、すみやかに事務職員までお知らせください。よろしくお願いします。

修学旅行の引率も・・・

特殊勤務実績簿を作成し提出してください。(引率1日につき4,250円) 復命書の提出も忘れずにお願いします。